# 福岡県立鞍手高等学校定時制課程　生徒心得

福岡県立鞍手高等学校定時制課程　生徒指導部

本校の伝統と校風は、生徒が常識ある社会人として、世代を超え、ともに学び合いながら永年にわたって培い、築き上げてきたものです。以下に鞍手高校定時制の生徒心得を示しました。鞍手高校定時制の生徒の原点と捉え、熟読の上、遵守してください。

１．学習

（１）学習は進路実現・自己実現の要である。目標を定め、自ら進んで学習に励むこと。

（２）授業をはじめとする教育活動の多くは集団で行われるものである。時間を守り、不用意に遅刻・欠席・早退をしないこと。遅刻・欠席・早退が必要な場合は事前に届け出ること。

（３）定期考査は、自己の学力を判断し、進路決定への資料となるものである。考査上の規則に従い、正々堂々たる態度で臨み、最善を尽くすこと。

（４）自他の「安心して学ぶ権利」を尊重し、ともに学び合う姿勢で授業に臨むこと。そのため、以下に挙げる項目を守ること。

ア　授業、講演会及び集会中は、携帯電話（スマートフォン）を使用しない。

イ　授業、講演会及び集会中は、飲食（あめ、ガム、飲み物等）をしない。

ウ　授業、講演会及び集会中は、飲食物は机上に置かない。

エ　授業で使用しない学用品はロッカー及び机の中に入れること。また、移動教室の際や放課後に、学用品を机上に放置しない。

オ　その他授業の妨げになる行為はしない。

２．学校行事、部活動

（１）学校行事、生徒会活動及び委員会活動には積極的に参加し、全力でその責務を果たすこと。

（２）部活動に積極的に加入し、自己を修練して、仲間とともに目標達成に向け努力すること。

３．学校生活における規律

（１）先生や来客に対しては挨拶をし、敬語を使うこと。また、学友相互の間でも礼儀を重んじた言動に注意し、良好な関係を築くこと。

（２）校外の友人との交友には留意し、許可なく校内へ入れないこと。

（３）服装は、高校生として、また教育活動にふさわしいものとし、清潔に保つこと。

（４）職員室に入室する際は、学年・氏名を述べ挨拶をすること。また、脱帽し、携帯電話（スマートフォン）は使用しないこと。

（５）学校の施設及び備品等は公共物である。使用する際は大切に扱うこと。万一、破損させた場合は速やかに先生に申し出ること。

（６）給食及び食堂利用の際は秩序を守り、マナーに気をつけること。

（７）校内では、教育活動で使用する場所、またその動線以外の場所に立ち入らないこと。

（８）所持品は各自で保管・管理することを基本とする。必要以上の金銭、貴重品類は持参しないこと。また、生徒間の金銭の貸借は互いに慎むこと。

（９）遺失物、拾得物があったときは速やかに先生に届けること。

（10）登校後、無断で校外に出ないこと。必要な場合は担任または副担任の許可をもらうこと。
（11）諸種の納金や提出物は期限を厳守すること。
（12）週番となった場合、以下に挙げる役割を、責任をもって果たすこと。
ア　授業の開始と終了時に号令をかける。
イ　授業終了後に黒板を消す。
ウ　放課後及び移動教室の際は戸締り、消灯をする。

４．校外における規律
（１）常に本校生徒としての自覚と誇りをもち、言動に注意し、責任ある行動をすること。
（２）放課後は、事件・事故防止の観点から、速やかに下校すること。また、店舗等への不要不急の立寄りは控え、帰宅すること。
（３）公衆道徳をよく守ること。特に、電車、バス等の交通機関を利用する生徒は、他の乗客の迷惑になるような行為は厳に慎むこと。
（４）校外の立ち入り禁止となっている道や場所に許可なく侵入しないこと。
（５）校外で起こった事件・事故は速やかに学校へ連絡すること。

５．車両通学及び交通安全
（１）登下校中は交通法規及び交通マナーを守り、危険行為等で他人に迷惑を掛けないこと。
（２）車両通学希望者は速やかに誓約書を提出すること。車両変更の場合は、その都度誓約書を提出すること。また、誓約書は年度ごとに提出すること。
（３）自動車及び自動二輪車（小型自動二輪も含む）での通学は任意保険に加入すること。
（４）ライトやブレーキ等を定期的に点検・整備し、車両を改造しないこと。また、整備不良の車両で通学しないこと。
（５）二輪車（自転車、原動機付自転車、自動二輪）で二人乗りによる通学はしないこと。
（６）車両は定時制の所定の位置に駐車・駐輪すること。学校周辺の施設等に車両を駐車するなど、迷惑となる行為はしないこと。
（７）自転車は防犯登録をすること。また、自転車通学希望の者は自転車損害賠償責任保険に加入すること。
（８）車両通学する者は車両通学者オリエンテーションを受けること。
（９）授業開始後は、無断での車内への出入りをしないこと。

６．その他禁止事項等
（１）学校内外を問わず、窃盗・万引き・暴力・金銭強要・わいせつ行為・いじめ・薬物乱用・その他犯罪行為、条例違反行為、不良行為は禁止する。
（２）喫煙・飲酒は、登下校中を含め、学校で授業が行われている間、２０歳以上であっても禁止とする。
（３）学校内外を問わず、２０歳未満の生徒は喫煙具を所持しないこと。
（４）ナイフなど危険物を所持しないこと。
（５）先生の指示・指導には素直に従い、指導拒否・指導無視はしないこと。
（６）その他本校生徒の本文に反する行為をしないこと。